

グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース

「電気通信市場の環境変化への対応検討部会（第7回）」

「過去の競争政策のレビュー部会」第7回会合

（2部会合同）

1. 日時 : 平成22年3月29日（月）18:00～19:00

2. 場所 : 総務省省議室

3. 出席者

（1）構成員（座長・座長代理を除き五十音順、敬称略）

【過去の競争政策のレビュー部会】

黒川 和美（座長）、相田 仁（座長代理）、勝間 和代、岸 博幸、北 俊一、
中島 厚志、舟田 正之、町田 徹

【電気通信市場の環境変化への対応検討部会】

山内 弘隆（座長）、柏野 牧夫、國領 二郎、佐々木 俊尚、篠崎 彰彦、
藤原 洋、吉川 尚宏

（2）総務省

内藤総務副大臣、小笠原総務審議官、利根川情報通信国際戦略局長、山川情報流通
行政局長、桜井総合通信基盤局長、田中官房長、原政策統括官、河内官房総括審議
官、久保田官房審議官、福岡電気通信事業部長、高崎総合研究官、山田総務課長、
淵江事業政策課長、古市料金サービス課長、長塩データ通信課長、田原電気通信技
術システム課長、二宮消費者行政課長、木村事業政策課調査官、井幡事業政策課企
画官

4. 議事

（1）「過去の競争政策のレビュー（第1次案）」について

（2）「豊かなICT社会実現のための5原則（案）」について

（3）「光の道」構想について

（4）その他

5. 議事録

【黒川座長】 それでは、皆様おそろいようですので、始めたいと思います。

過去の競争政策のレビュー部会と、電気通信市場の環境変化への対応検討部会、第7回
会合について、両部会の合同部会として開催させていただきます。

今日も会合の様様をカメラ撮りしておりますのでご了承ください。

今日の議題は3つありまして、1つ目は、過去の競争政策のレビュー部会における議論
を私なりにまとめた1次案について皆さんにお諮りするということです。

2つ目は、電気通信市場の環境変化への対応検討部会における議論を取りまとめた「豊
かなICT社会実現のための5原則」の案について、山内先生のほうからご説明をいた
だくということです。それについて議論をしていただく。

そして3つ目は、今後、両部会合同で議論をしていただきたいと考えています「光の道」
構想についてです。

早速1つ目の議題である過去の競争政策レビューの第1次案というか、まとめについて
ご説明をさせていただきたいと思えます。

お手元の資料は、過去の競争政策のレビュー部会のこれまでの議論を踏まえて私がまと
めたものでございます。概要について説明させていただきたいと思えますが、これは白い
四角と黒い四角がありまして、白い四角は手前みそで、まあまあだったと思う部分で、黒
い四角については、この構成員の皆さんからいろいろな形で出された議論を簡略にまと
めたものと見てください。そして、1番がブロードバンドの普及政策について、2番はユニ
バーサルサービスの制度について、3番目は接続政策・ドミナント規制について、4番目
は料金政策について、5番目はモバイル市場の活性化の問題、6番は消費者の権利の確保、
それから7番がNTTの制度、NTTのあり方論について、8番はその他（今後の検討の
進め方）ということで考えています。

簡単に1番から説明していききたいと思えます。おおむね間違いはなくまとめられてい
ると思っておりますけれども、この後、気になる点については議論していただきたいと思
います。

ブロードバンドの普及政策については、ブロードバンド基盤については、採算性の問題
から民間事業者のみによる整備が進まない地域において、その整備の支援を行うことな
どにより、2010年度末までに全国的にブロードバンド利用環境が整備される見込みにな
っています。これまでの政策はデジタル・ディバイドの解消に寄与した、大きくかどう
かはわかりませんが、寄与したといえるのではないかと。

他方、FTTHの世帯普及率はまだ30%程度だということで、ICTの徹底利活用に

より、全世帯におけるブロードバンドサービスの利用という目標を達成する観点から、これは大臣からも話が出ていますけれども、「コンクリートの道」から「光の道」の理念のもとで、この実現に向けた法則を検討することが必要だということ。

成長分野である上位レイヤーの発展を図る観点から、上位レイヤーとインフラレイヤーの関係が重要ではないか。また、インフラレイヤーが高速安価などであるとともに、上位レイヤーのサービス変化にインフラレイヤーが即応できることが必要ではないかという議論がされてきていますというまとめをしています。

2番のユニバーサルサービス制度ですが、ユニバーサルサービス制度については、2006年から本格稼働をしているわけですが、国民生活に不可欠な通信サービスの維持コストについて、NTT東西だけでなく、関係する電気通信事業者も応分に負担する仕組みになっています。これまで加入電話（基本料）、公衆電話、緊急通報といったものがサービスのあまねく日本全国に提供の確保を寄与してきたといえると思います。

ただ、メタルの時代から光の時代に移っているので、ユニバーサルサービスの対象もこれまでの電話からブロードバンドにすることが重要だと思っています。また、今までのユニバーサルサービスの言い方で言うと、携帯電話がどこでも使えるということや、ブロードバンドになるということが必要ではないかという内容に変えるべきだと思っています。

3番目が接続政策・ドミナント規制についてです。99年に固定通信市場において導入されたドミナント規制は、アクセス回線のアンバンドルや長期増分費用方式の導入などと相まって、国際的に見ても固定電話料金の低廉化や我が国のブロードバンドサービス（特にDSL）の急速な発展・料金の低廉化に寄与してきたといえるのではないかと。

一方、メタルの時代から光の時代への移行が進展する中で、FTTH市場では、NTT東西が継続的にシェアを高め、約74%を占めている状態にあり、NTT西日本には接続情報の不適正利用など、いろいろ問題が起こっています。さらなる公正競争環境整備のあり方を検討する必要があるという認識です。

それからマイラインや番号ポータビリティなどの制度は、競争政策の中で制度導入のタイミングがおくれたという部分もあるのではないかと考えています。

4番、料金政策についてですが、利用者の料金規制は、市場競争の状況を考慮しながら、累次の規制緩和（98年：認可制原則廃止、2004年：届出制原則廃止）が行われた結果、原則非規制となっていて、機動的な料金設定を可能とすることにより、利用者料金の低廉化に寄与したといえるのではないかと。

また、携帯電話市場において、周波数の追加割当による新規事業者の参入（94年、2008年）、番号ポータビリティ制度の導入（2006年）などが活発な事業者間競争を実現し、利用者料金の低廉化に寄与したといえるのではないかと。ここは微妙なところでは。

携帯電話の料金については、技術革新に伴う設備投資等に差異はあるものの、固定電話に比べて高いのではないかと。また、その複雑さから、利用者が適切な料金プランを選択できない状態になっているのではないかと議論があります。

5番のモバイル市場の活性化についてですが、携帯電話市場は周波数の追加割当による新規事業者の参入、番号ポータビリティ制度の導入などによって、活発な事業者間競争があつて、利用者料金の低廉化が実現するとともに、垂直統合型ビジネスモデルを採用する通信キャリアと、ネットワーク利用の円滑化により新規参入したMVNOが相まって、高度なデータ通信サービスが実現してきているといえるのではないかと。

他方、通信キャリアが垂直統合型ビジネスモデルを利用し、また、携帯電話端末のSIMロックを解除しなかったことが日本独自規格による発展、いわゆるガラパゴス化を招いた面があるのではないかと。

我が国の携帯電話端末の国際競争力が低いのは、SIMロックの解除がなされておらず、キャリア別端末が進んだからで、携帯電話が普及してきた段階では、相互連携・オープン化を進めることが必要なのではないかと。

6番は、消費者権利の確保です。インターネット上の有害情報から青少年を守るためのフィルタリングサービスの提供義務化など、対策を講じることによって、誹謗中傷等の違法情報、有害情報への対策として、プロバイダ責任制限法（2002年）などに基づく情報の削減や発信者の情報の開示を促進してきました。これまで消費者の権利保護に寄与してきたとある程度いえるのではないかと。

今後の課題として、インターネット上のライフログ（閲覧履歴や電子商取引の決済利益など）、活用等については、個人情報保護との関係を整理しつつ、新サービスの展開の円滑化を図ることが必要ではないかと。

7番は、白い四角がないのですが、NTTからは、今の組織形態は電話を前提としたものであり、グローバルな競争を前提にユーザーニーズにこたえたサービス提供ができるようにしてほしいとの意見が一方で出され、競争事業者からは、現行の持ち株会社のもとの事業会社形態は意味がないという意見や、NTTの設備を平等で他事業者が利用できるように、NTT設備の卸会社をつくったほうがよいという意見も出されていますというま

とめにしました。

8番目、その他（今後の検討の進め方）についてですが、ICT政策のあり方に関する議論において、過去と未来を切り離すことができないことから、今後は「過去の競争政策のレビュー部会」と山内先生の「電気通信市場の環境変化への対応検討部会」でのこれまでの議論を踏まえて、議論しやすいテーマに分けて、相互連携を図りながら進めていくことがいいのではないかということ。

具体的には、インフラレイヤーの「非競争地域」、「競争地域」の2つの固まりと、ICT徹底利活用、安心・安全基盤研究開発の5つの固まりでさらに議論を深めるということが議論されました。

うまいまとめになっているかどうかわかりませんが、これまで出されてきた議論をこのような形にまとめました。

そんなにたくさん時間があるわけではありませんけれども、大きくこの8つに分けたことと、それぞれのところでのまとめについて、皆さんにご議論いただきたいと思います。

発言の際は、目の前にある緑のボタンを押してから発言をいただいて、発言が終わりましたら、再度緑のボタンを押していただくようにお願いします。

それでは、どなたから。

【勝間構成員】 ちょっと1点。

【黒川座長】 はい、どうぞ。

【勝間構成員】 勝間です。今回、この黒白に分かれたものを見てぜひ注目していただきたいのが、やはり7番でして、このNTTのあり方がなぜ白四角がないかといいますと、最初に事務局提出資料の中では特にNTTという項目が独立していなかったんですけども、やはり議論をすればするほど、結局、ユニバーサルサービス提供と競争の部分はどこからどこまで線引きをするのかということ。加えまして、その中でNTTにどういう役割をどういう組織形態で持ってもらうのが一番いいかということについて、やはり議論を避けずにはいられないというのが少なくとも私どもの考え方だと理解をしております。その点をぜひ強調させていただきたいと思います。

【黒川座長】 はい。

【勝間構成員】 では、1点。補足させていただきますと、例えば、「光の道」への話にも通じるんですけども、例えば、ダークファイバの開放問題やラストワンマイルをだれがどのように提供すると一番この競争とのバランスがよく普及するのかということも踏ま

えて、例えば東西に分かれて、今、実質的にはほとんどF T T Hはほぼ1社独占に近いような状態になっているところが正しいのかどうか、あるいはポータル事業も含めて、今、ドコモが完全に垂直統合していて、ソフトバンクやa uもそれになっていますけれども、それが果たして国際競争上、それがプラスに働いたのか、マイナスに働いたのかという点についても、やはり正しく議論をさせていただければと思っております。

【町田構成員】 済みません。

【黒川座長】 勝間さんは、今の垂直統合の話というのは、どういうふうに評価されていますか。

【勝間構成員】 私は緩めるべきだと思っております。

【黒川座長】 緩める。

【勝間構成員】 どうしてかといいますと、ずっとドコモ、a u、ソフトバンクの今の垂直統合モデルというのは、P C 9 8が完全にオープンモデルになったときに競争力をなくして、日本のP C系がとある意味敗退したことと同じことが起きるのではと2000年前後から危惧しておりました。危惧をしてきた状況が、最近のアンドロイド、i P h o n e、その他のスマートフォンができてきた状態で、着々と近づいているということを危惧しております。やはりここはオープン化、S I Mロック解除といったような、どこまで垂直統合を許す、どこからは水平にするかという、これについては議論が必要だと考えております。

【黒川座長】 では、町田さん。

【町田構成員】 細かいところを含めて4点言わせていただきます。

まず一番最初のブロードバンドの普及政策のところの白四角で、「デジタル・ディバイドの解消に大きく寄与したといえるのではないか」とありますが、これはやはり言い過ぎでしょう。せいぜい「ネットワークインフラの整備に大きく寄与した」とか、それぐらいであって、その次にF T Tの世帯普及率が約30%にとどまってとやっているわけですから、それはディバイドが解消していないという立場に立つべきで、むしろこれをこれからやるんだとするのが正直なスタンスだと思います。

それから、次のページで、これも少し細かいかもしれませんが、料金政策の3つ目の黒四角のところの最後の部分で、「その複雑さから利用者が適切な料金プランを選択できない」とありますが、確かにそういうことも言えると思いますが、「わかりにくくて」と、そもそも選択できるかできない以前の問題として、実態として安いのか高いのかよくわから

ない状況が放置されているということのニュアンスがもう少し出たほうがいいと思います。

それから3番目ですが、これも細かいことで恐縮ですけれども、5番目のモバイル市場の活性化の真ん中の部分で、SIMロック解除の評価で、ガラパゴス化ということで、これはこのとおりのことだと思いますが、一方で、それを携帯電話会社やベンダーが悪意でやっていたわけではない。むしろ消費者を過保護にとらえていると私は思っていて、結果としてはいいことではないと思いますが、けれども、悪意でとらえていたわけではないということは事業者やベンダーの名誉のために言ってあげてもいいのではと感じがしました。

そして、きちんと議論したいのは、勝間さんが問題にされている7番目のところですが、これはむしろ今日の議事次第にもあるように、光の道構想についてを議論する上で外せない議論では、これは多分大議論で、この部分だけでこれより分厚いものが明らかに必要になると思います。ですから、今日時点の中間まとめということであれば、この程度でいいですけれども、ここをこれからしっかり議論させていただきたいと思っています。

【黒川座長】 この今日の3番目の議題について、少し我々で考えたところがあって、これをワーキンググループをつくって、ここだけで議論していたらとてもだめだろうということで、そのことについてのお願いというものを第3番目の議題のときにお話ししたいと思っています。それはそのとおりの認識です。

【町田構成員】 もしそういうことであれば、そこについて、こういう論点を置いておいてほしいというような要望は、その3番目の議題のときに言えばいいですね。

【黒川座長】 はい、ぜひお願いします。

【町田構成員】 はい、わかりました。

【黒川座長】 ほかにありますか。

北さん。

【北構成員】 今の町田さんの最初のご意見に質問なんですけれども、デジタル・ディバイドの解消。これ、ブロードバンドの定義を町田さんはどのようにお考えでの発言なのか。光とか、DSLとか。

【町田構成員】 イメージで言うと、30メガ以上の、今一般にブロードバンドと言っているのは、やっぱり伝送速度で30メガ以上ぐらいのものを言っているのかなと。その媒体は別に無線でも有線でも構わないと思いますけれども、そこを多分用語の統一をしていく必要があると思っています。3番目のところと絡まるのでどうかと思ったのですが、2020年に向けてオバマ政権でも、30メガだ、100メガだという議論が出てきてい

ます。我々は2015年でやるとしても、どれぐらいのものを言うのかというのがあって、それを前提に逆算したときに、今普及しているものは決して広く普及しているという状況にはないと思うので、デジタル・ディバイド解消と言ってしまったら言い過ぎではないかと思っただけなんです。

【北構成員】 いや、これまでのレビューとしたときには、30メガぐらいでも、今のアプリケーションであれば大体のものが使えるという意味では、デジタル・ディバイド解消に、大きくというのは言い過ぎかもしれませんが、寄与したのではないかと思うんですが。

【黒川座長】 そこそこには。

【北構成員】 次の「光の道」のインフラをこれから定義していかなければいけません。そのときにはまだ寄与できていない、まだ不十分であるという判断になるかもしれないですけども、これまでのレビューではプラス評価を与えていいのではないかと思います。

【町田構成員】 済みません、ディバイドの解消と言ってしまうと、やっぱり利活用が進んでいる前提になると思うんですね。その意味では言い過ぎでないかと思えます。

【北構成員】 そういう意味ですね。利活用という意味ですね。

【町田構成員】 はい。

【黒川座長】 了解しました。

【北構成員】 整備されたということに関しては……。

【町田構成員】 デジタル・ディバイドを解消するための環境が整備されているとか、何か一言挟めば言いようはあると思いますが。

【北構成員】 はい、わかりました。

【黒川座長】 なるほど。

吉川さん、どうぞ。

【吉川構成員】 この1番の項目の2つ目の項目で、「他方、F T T Hの世帯普及率は約30%にとどまっている状況にあり」と書いてあるんですけども、第2部会のほうでは、今の日本のインフラの整備水準というのは、世界的に見ても高いのではないかと感じておりまして、とどまっているという言い方がいいのかどうか、少し疑問に感じています。逆に言うと、消費者団体の方にもヒアリングさせていただきましたが、今の通信の料金水準が高いという話は、あまり声高には言っていなかった。だから、結構な水準まで来たので

はないかというふうにも受けとれると思います。ぜひ第1部会の方にお伺いしたいんですが、では10年前はどういう制度設計だったらよかったのか、あるいは10年前は日本が2010年にどうなっていたらよかったと思っていたのだろうか。光がこれだけ普及し、3Gや、あるいはLTEが普及するというインフラがすごくそろっているという状況を想定していたのか。さらに光の中でいろいろな事業者がインフラを家の中に、2本になるかもしれませんが引かれているという状況を想定したのか、一体どういう状況をそもそも想定していて、10年後の今、この白四角なり、黒四角がつくと考えていらっしゃるのか、その辺りをもう少し聞かせていただきたいなと思います。

【黒川座長】 これは私見でよろしいですか。

【吉川構成員】 はい。

【黒川座長】 もともと、光というのは、日本の場合は民間でできるだけ広げていきたいと思いますということが基礎だったわけですが、そのときに多くの方がインフラまで行ってくだされればよかったんですけども、基本的にはNTTに依存という形であって、2010年のときには、このF T T Hが2,000万世帯くらいまで行っているだろうと予想していました。そういう期待を持っていて、これはNTTさん自身もそういうふうにお持ちだったのではないかと思います。なかなかそこまで利用が進まなかったし、それを受け入れてくださる消費者がそれほど多くはなかったという、そういう結果になっていると思っています。

【吉川構成員】 では、当時は複数の事業者がもっと活発に……。

【黒川座長】 そうですね。ある程度は。

【町田構成員】 いいですか。

【黒川座長】 はい。

【町田構成員】 今の30%にとどまっているところも、現時点のことをネガティブにとらえてとどまっているという意識はなくて、これから次にやろうとしていることに比べたときには30%ということをおっしゃる必要があると思っています。その意味では、今の時点がとどまっていたらだめだとか、そういうネガティブなニュアンスではなくて、30メガ、100メガを2015年に9割、10割と持っていこうとする上では、まだ3割という意味でとらえた表現だと、私はこれを読んだ瞬間に解釈していました。

【吉川構成員】 はい、わかりました。ありがとうございます。

【相田座長代理】 そういう意味で使えるようにするという話と、それがほんとうに使

われている話が、ここでは一緒になってしまっているのだからわかりにくい。OECD等のデータを見ても、世界で一番安くて速いインターネットが使える状況にある、これはほぼ間違いないことなんですけれども、その環境があるにしても、利活用状況というもので並べると、日本は真ん中より下のほうにすぐ行ってしまいます。そこが問題だと言っているのに、ブロードバンド普及政策ということでそこを一緒に書いてしまったところは少し無理があったのかな。

【黒川座長】 では、國領さん。

【國領構成員】 今回の議論をお伺いして思ったのですけれども、ここはやはり政策のきき目があつたか、なかつたということを書きたいわけです。ほかのセクションは、例えばユニバーサルサービス制度はユニバーサルサービス制度がどうだったみたいな表現になっているし、接続政策もドミナント規制はどうだったみたいな表現になっていますが、このブロードバンド普及政策のところだけはそうになっていない。例えばドライカップやダークファイバ話等、いろいろな打ち手を講じてきたわけで、その打ち手はどういうきき目があつた、なかつたというような書き方をするといいんじゃないでしょうか。

【黒川座長】 これは単純に今の状況をシンプルにあらわしてしまおうと思ったので、政策のことを意識しながらこういう書き方をしました。

私が先ほど言いましたのは、民間主導でやるぞということをした。しかも、できたら他の事業者もこの部分に関しては出てきてくれることをある程度想定していたという状況の中で、NTTさんに関して言うと、長期計画の中でこれぐらいの水準に行くぞということに関しては提案していただいていたという状況の中での結果について書いたというだけなんです。

ということで、政策がどうだったかということと言うと、そういう状況で進めてきたことについてどうだったか。

【國領構成員】 そうですよ。

【黒川座長】 そういう意味だというふうに思います。

ただ、部分的に難しかったところに関しては、地方自治体等が引いた部分もあつたりして、そういう入り方もしているという認識はもちろん持っていました。

【佐々木構成員】 若干話が混乱しているような気がします、そもそも2001年、e-Japan戦略をやったとき、あれは内閣官房が、当時はブロードバンドの普及が最大の目標で、デジタル・ディバイドというのは、イコールそれはプログラムを使っている

か使っていないか、ただそれだけの話であって、そこに利活用という観点は全くなかったわけです。利活用の話が出てきたのは、その後、e-Japan戦略Ⅱのころからです。しかもこれは、実は総務省だけではなくて、その他厚労省を含めてさまざまな官庁が含んでくる話である。一貫して総務省の役割というのは、2000年代においては、いかに通信レイヤー、下位レイヤーのユニバーサルサービスに向けてのインターネットのブロードバンドをどう普及させるか、そういう方向で話が出てきたわけで、その政策において全然間違いではなかったし、ここまで来ていると思います。

ただ一方で、先ほど町田さんをご指摘になったとおり、利活用の部分は全く進んでいない。これはものすごく事実なんですけど、ただ、過去の競争政策のレビューという話にすると、総務省の過去の競争政策において、利活用の問題は語られたことがあるのかどうか、これは実は微妙なんです。そうではなくて、これはもちろん今後の問題としては非常に重要なんですけど、とりあえず一旦通信レイヤーの話ではここでおさめておいて、その利活用部分のディバイドについてはもう1回考え直すという、そういうような段取りが必要なのではないか。デジタル・ディバイドは、本来は、今やデジタル・ディバイドというと、それこそツイッターが使えていませんとか、そういう話になってしまうんですけども、かつてはそこまでの話はしていなかったと思います。そこが若干混乱しているのではないかと思います。

【黒川座長】 ありがとうございます。

【町田構成員】 いいですか。

【黒川座長】 はい。

【町田構成員】 ごめんなさい。今日、合同だということが少し抜けていて、舌足らずだったと今反省しています。國領先生、佐々木さんがおっしゃるように、我々の部会の中では過去の競争政策全体として見たときはかなり意味があって、料金を下げるとか、競争を活発にするとかということでは効果があった。個別にはそれが遅過ぎたもの等あったかもしれないけれども、全体で見れば、これだけ料金が低廉化したとか、これだけ普及してきたということは議論していて、その前提の中で、今言った細かい部分の言葉の使い方のニュアンスで我々は議論に入ってしまったので、おっしゃるような前提があるというのは我々も承知しています。

【黒川座長】 いずれにしろ、この高速通信網の利活用に関しては、これからの重要なテーマだということは今日の3つ目の議題に入ってくることになっていて、これまでやは

りこれについては議題としてというか、政策として持ち上げたりはしていなかったというふうには認識しているのでしょうか。

【町田構成員】 どうでしょうか。

【黒川座長】 あえて高速通信網の利活用に関してと議論したことがあったのだろうか。みんなそれなりにいつの間にか何かいいコンテンツができてきて、皆さんが進んで利用していくと思っていたと思いますが、値段が高かったのか、どういう理由があったかそこはわかりませんが。

【内藤総務副大臣】 過去のIT戦略本部を振り返ってみますと、それなりに利活用の観点での議論はありました。しかし、省庁縦割りでありましたので、うまく進まなかった、この繰り返しだったと思います。その反省を踏まえ、IT戦略本部を政治主導にしまして、その中心に副大臣級会議、政務官級会議を置き、政治家が省庁縦割りの意識を一切排して議論をするという枠組みにしましたので、これからは動き出すと思います。【佐々木構成員】 そうすると、お聞きしたいのは、そもそもIT戦略本部で語られている利活用の問題と、今までどちらかといえば通信インフラについて政策を立ててきた総務省との関係性というのは一体どうなるんですか。つまり、総務省におけるタスクフォースというのは、そもそも通信インフラの話をするところなのか、それとも上位レイヤーの話をするところなのか、上位レイヤーの話をするのだとすれば、それはIT戦略本部とはどういう関係性になるのかということをごきちんともう少し枠組みを提示していただきたい。

【内藤総務副大臣】 わかりました。今やICTを語るときに、下位レイヤーだけ、あるいは上位レイヤーだけという議論はバランスを欠いたものになります。やはりトータルで議論していかなければいけないというときに、この総務省の中での議論と、IT戦略本部の議論の関係はどうなのか。これは、皆様方がこのタスクフォースでご議論していただいたことを様々な形でIT戦略本部へ意見提言をいたしまして、その中に盛り込んでおります。今回のIT戦略本部の3つの戦略骨子というのは、皆様方のご議論を私の立場から提言をして、まとめ上げていただいたものであるということをご申し上げさせていただきます。

【黒川座長】 このテーマは、きっと今日長くなってしまうのではないかとわかって…

【岸構成員】 事実関係の説明を。

【黒川座長】 どうぞ。

【岸構成員】 私まさにIT戦略本部にいた人間なものでして、佐々木様のご疑問はすごいもっもだなと思いましたので、少し補足的に説明しようと思いました。まず、IT戦略本部は2000年にご指摘があったe-Japanをつくって、まさにあの段階からほんとうは利活用の部分も関心はあった。ただ、当然インフラ整備が優先だったので、そちらが前面に出ました。2002年以降は、インフラは大分進みそうということで、やはりそれを使う部分の規制改革等をやらなければいけないということで、そちらがだんだん主体になってきた。

その段階で、これを総務省の意見とどうブリッジしたかという、IT戦略本部の事務局がありまして、ここは基本的に総務省と経産省が一番影響力があって、そういう事務のルートを通じて意見交換をして、この総務省で議論している内容も向こうでフィードバック、反映されてきたという歴史があります。それが政権が変わって、より政治主導になったから、ブリッジという観点ではよりスムーズにできていて、多分ここで議論していることも踏まえて、向こうがさらに戦略をつくっていくという感じになるという理解でよろしいですね。

【内藤総務副大臣】 おっしゃるとおりです。

【舟田構成員】 私も一言だけ。

その2000年のIT戦略本部の前に政府は2010年に全国整備というものを出したことがあって、そのときも光ファイバーを引いて何に利用するんですかというのは議論していたのですが、技術的によくわからなかった。ただ、動画であろうというぼんやりとしたことはもちろんありました。しかし、技術ができていないものですからよくわからなかった。しかし、先にインフラをつくって何とか動画を流したい。そこで放送というと、また放送業界がいろいろ議論するというわけで、とにかくそういう状況だった。

【黒川座長】 今日は3つテーマがありまして、3つ目がもっとも長いと思いますので、ごめんなさい。でも、議論されるべきこととか、強調しなければいけないところというのは、今日出された、予想したことについては議論が出てきたという感じで、皆さんの頭の中でその議論のレベルのところを上手に位置づけておいていただきたいと思います。

それでは……。

【舟田構成員】 質問だけ。時間がないのに済みません。

一番最後のところの「インフラレイヤーの「非競争地域」「競争地域」の2つの塊」は、どうして2つなのでしょう。つまり、何か別々に議論しましょうということであれば、

ちょっといかがかなと思いました。

【黒川座長】 イメージとしては、やはり少し別々に議論すべき違う内容のことだと思っ
ていましたけれども。

【舟田構成員】 そういう面はもちろんありますけれども、ここで言っている非競争と
いうのは、インフラ競争という意味で非競争なのであって、サービスとしては競争があり
得るというのは、数年前にユニバーサルアクセス構想でも出ています。それから、別々に
扱うべきところと、共通して扱ってもいいところ、両方ある気がいたします。

【黒川座長】 はい、了解です。

幾つかの出されたことについては、少しわかりやすいまとめの仕方に直したいと思いま
す。修正したものについては、構成員の方々には修正した分をお送りしたいと思いますの
で、その内容については、この第1部会の部分については私にお任せいただきたいという
ふうに思います。

ありがとうございます。

では、次に、山内先生のほうにバトンタッチをしたいと思います。

【山内座長】 私どもの部会は、「豊かなICT社会実現のための5原則」というものを
考えて、その案を提示しております。

お手元の資料はA4の縦で、4枚組の今申し上げた題があるものです。

それで、我々の部会はどういうことを議論したかという、これからどういうふうによ
って行くのかというときに、理念というか、基本原則みたいなものがまず必要であって、
それを実現するために具体的にどういう目標があるのか、そのための政策は何か、こうい
う議論の仕方をしようと、こういうふうになったわけです。

我々の部会は、環境変化を踏まえて、そういった方向性を示すということなので、一応
その5原則の冒頭のところには、見方ということで大きく2つ書いてあって、1つは、
情報資産の時代です。知識情報社会が到来していること、あるいは、固定と移動や、発信
者と受信者、いろいろな意味でのコンバージェンスが出てきている。そういった融合の時
代を背景にして、どういう方向で行こうか、5原則というものを示したということであり
ます。

5原則は、まずユニバーサルアクセスの原則というのと、それからイコールアクセスの
原則というもの、それから2ページ目へ行っていただきますと、コンビニエントアクセス
の原則というもの、それから3ページ目で、セキュアアクセスの原則、それからイノーバー

ジョンアクセスの原則ということになっています。この5つの原則で進んだらどうかということをご提案申し上げています。

最初から行きますと、「全ての国民は、いつでもどこからでも安価なブロードバンドサービスを利用することができる」、これをユニバーサルアクセスの原則ということにしよう、こういう方向を向こうということであります。

それで、後ほどにも出てきます「光の道」、2015年ごろを目途に、すべての世帯でブロードバンドの利用を実現するということを目指にすることです。

そのために何をやるかということですが、政策の方向性、アクセス網の整備方法（NTTの経営形態を含む）を検討し、必要な施策を実施する。それから、ユニバーサルサービスの見直しをする。範囲・確保方策、これを検討して具体的な施策を実現する。これが最初のユニバーサルアクセスの原則ということになります。

それから2つ目は、イコールアクセスの原則。「全ての国民は、多様な事業者により提供される多様なサービスを公平に利用することができる」という原則を採用する。

そのための目標としてはどこに置くかということ、あらゆるレイヤーにおける事業参入・事業展開を円滑化する。そして、創意工夫を活かした多様なサービスの利用を実現する、これらを目指を置こうということになります。

そのための政策の方向性ですが、例えば、FTTHやNGN等にかかる競争促進策について検討する。それから、ネットワーク移行による過渡期ですが、メタルを利用したサービスの提供条件についても、利用者利益確保等の観点から検討を行うということ。

それから2つ目に考えられるは、モバイル分野のオープン化策や、ドミナント規制のあり方などを検討する。

それから3つ目ですが、ネットワークのオープン化策、利用・負担の公平性などを検討して必要な施策を講じる。

どちらかというと、この2つ目はレギュレーションです。そういったものについて検討して原則に進もうということになります。

それから3つ目ですが、これはコンビニエントアクセスの原則。「全ての国民は、より豊かで幸福な生活を送るために、あらゆる分野でICTを活用したサービスを利用することができる」というものであります。

目標としては、だれもがICTの恩恵を迅速かつ十分に実感・享受できる豊かな社会を実現するということになります。

ここの分野は、どちらかというと、金子先生の部会などでかなり議論されていて、そこに書いてあることもかなり具体的なことが書いてございます。

最初にまずICTの利活用を阻む規制・制度を洗い出す。その抜本的な見直しということ。

それから、次の四角は教育の観点で、例えばフューチャースクールとか、デジタル教科書といったもの、こういったものを推進するような状況。

それから3つ目の四角は医療分野でして、遠隔地医療の普及とか、健康医療情報の自己管理・活用といったもの、要するに、「健康医療クラウド」の整備、こういうことを政策としてはどうかということでもあります。

それから4つ目が行政のほうで、税・社会保障の共通番号の導入、あるいはオンライン行政サービス、バックオフィス連携によるワンストップサービスとか、添付書類の削減等を実現するというので、電子政府や電子自治体へのクラウドサービスの導入ということでもあります。

それから次は知的財産で、コンテンツ流通を促進するための方策を考えるということ。

それから次は電波の有効利用で、ホワイトスペース等を利用した市民メディアの全国展開ということ。

それから次はインターネットで、インターネットのIPv6対応の推進策を検討する。

こんなようなことでコンビニエントアクセスの原則を追求しようということでもあります。

4つ目は、セキュアアクセスの原則で、ここがなかなか難しいのですが、要するに、「全ての国民は、ICTの発展の恩恵を十分享受し、安心・安全にサービスを利用することができる」、こういうことをセキュアアクセスの原則としようということでもあります。

具体的な目標として、プライバシー保護を図りつつ、ライフログの活用など、価値ある個人情報を活用する、こういう方向を目指そうというわけでもあります。このときに、要するに、権利保護と情報の利活用の両立、これが目標ということでもあります。

政策ですけれども、例えば、一定期間内の契約解除等に関するルール化や関係ガイドラインの見直しなどによって、消費者相談等で問題になっているところを解決するということが1つ。

それから2つ目のところは、これ、インターネット上の違法・有害情報等のさらなる強化策というもので、これは安心を確保しようということです。

それから3つ目は、知的財産ですけれども、知的財産の侵害が問題化している状況を踏

まえて、必要な施策を講じるということで、こういうふうには保護・権利というものを守る一方で、4つ目で、ライフログの活用サービス等について、個人情報の保護を図りつつ、匿名性を確保した形で個人情報の有効活用策を検討するという事です。情報の価値化というような言葉も出てまいりました。

そこで最後の5つ目、イノベーションアクセスの原則ですけれども、「全ての国民は、技術革新の成果を通じて提供される最先端のICTサービスを利用することができる」ということでありまして、世界最先端の情報通信インフラを構築して、日本がICT産業のテストベッドとなるということ。それによって、そのための企業、新たな技術・サービスの開発、国際展開を促進する。国民はこれらのサービスをいち早く享受する環境を実現する、これを目標としようということであります。

政策ですけれども、そのために中長期を見据えた研究開発を効果的・戦略的に推進するための方策を検討する。

それから、日本の技術を国際水準、デジュリ、デファクト両方にするための戦略的な取り組みをするということです。

それから、日本を世界有数の情報起業大国とする観点から、ベンチャー企業の出現を阻害する要因を検討する。そして、そのベンチャー企業による起業・事業発展を円滑化する。

それから最後に、そういった国際標準化のための金融政策、あるいは支援ツール、こういったものを利用しやすいような形の政策をとってはいかがかということであります。

以上の5原則のもとに、政策まで一応の方向を示したというのがこの提案です。先ほど言いましたように、その原則によって細かい政策までいろいろ記述しているものと、方向性を出しているものというところにまだ少し階層がありますけれども、方向性について皆さんにご議論いただくということと、さらにその政策の内容についてもご提案があればいろいろご意見をいただければと思います。

私からの説明は以上でございまして、これについて何かご意見、あるいはご指摘をいただければと思いますので、ご発言願えれば、いかがでしょうか。

どうぞ。

【徳田座長代理】 全体の5原則、それから目標、政策の方向性と非常にきれいにまとめていただいて感謝しておりますが、私のコメントは2点ほどあります。

1点目が、2つ目のイコールアクセスの原則で、言葉じりのことで恐縮ですが、「多様な事業者により提供される多様なサービスを公平に利用することができる」という、その「公

平」ということと、イコールでやってしまうと、Nにいと、N分の1のアクセスというふうな感じになってしまう。我々情報系では、「フェアシェア」という言葉があるんですけども、料金をたくさん払った方はそれなりの帯域がとれる、全部N人がN分の1というのがイコールのように聞こえてしまうので、「フェアアクセス」というほうがより文章を反映できるのではないかという気がしております。

それから、5番目のこのイノベーションアクセスの原則というのも非常に魅力的で前向きでよろしいと思うのですが、この中にはヒドゥン・アジェンダがあって、最先端のICTサービスを利用することができるようにするためには、少なくともそのサービスのインターフェースがオープンになっていなければいけない。インプリメンテーションまでオープンにしろというわけではなくて、オープンなインターフェースをより積極的に組み込んでいただいて、どこかにやはりオープンな原則というところを入れないと、どうしてもブラックボックス化してしまいますと、うまく次のサービスにつながりませんし、レイヤーごとのインターフェースがよりオープンになってきちっと開示されるということが次のビジネスに展開していくと思います。ですから、ぜひどこかにオープンイノベーションアクセスとオープンインターフェースの原則とか、そこら辺を入れていただくと、より新しい技術革新をする方たちには加速できるのではないかと思います。

【山内座長】 ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

【吉川構成員】 3ページの5番目のイノベーションアクセス、今、徳田先生がおっしゃったことと近いと思いますが、この下から2つ目の「日本の技術を国際標準にするための戦略的な取組を実施する」というのは少し違和感がありまして、過去の経験に照らし合わせると、必ずしも日本の技術を売り込んで、もちろん成功すればいいんですけども、失敗した場合はまさにガラパゴス化してしまうわけで、どこかで日本の技術を世界に広めるというのと、逆に輸入するという発想もないといけな。この発想はおそらく供給者、つまり、物をつくる人の立場だと思うのですが、ずっと閉ざされた標準になると、逆に消費者が将来的には不利益を被るというのが過去の教訓としてあるのかなと思いますので、そういった視点は盛り込んでいただく必要があるかなと思います。

【山内座長】 その辺、日本のものを標準化するだけでなく、フレキシブルに受け入れて……。

【吉川構成員】 そうですね。相互運用性、インターオペラビリティという。

【山内座長】 この間、本を拝見して読ませていただきました。

【吉川構成員】 ありがとうございます。

【山内座長】 ほかにいかがでしょうか。

この今ご説明した5原則の話は、実は次の「光の道」の議論にかなりかぶっているとい
うか、それからまたここでフィードバックしなければいけないということがあると思いま
す。それで、時間の問題もありますので、先に進めさせていただいて、「光の道」の論点を
議論する中で、またここに戻ってくることは戻って議論……。

【勝間構成員】 1点だけいいですか。済みません。

【山内座長】 どうぞ。

【勝間構成員】 こちらの5原則の中で、やはり学校教育とか社会人教育に対するICT
T教育をどうするという問題は、これはどこの項目が含むのでしょうか。

【山内座長】 先ほど言っていた3番のコンビニエントアクセス。

【勝間構成員】 3番のこの教育改革を実現する。

【山内座長】 そうです。

【勝間構成員】 ここになるんですね。

【山内座長】 はい。

【勝間構成員】 デジタル教科書というよりは、どちらかという、ICT教育の使い
方ですとか、情報リテラシーそのものをどうやって高めるかという項目が必要だと考えて
いるんですが。

【山内座長】 なるほど。ここのところは、やっぱりインフラというか、下位レイヤー
と上位レイヤーの関係ですので、上位レイヤーでどういうふうにいこうかというところま
で書き切れていない。

【勝間構成員】 いや、上位レイヤーではありません。もう概念そのものですね。

【山内座長】 概念そのもの。

【勝間構成員】 概念そのものです。ディレクトリ構造すらわからない人が多いらしい
んです。ふわっとした機械を渡されても、結局みんな使えないので、今、利活用が進んで
いない。すなわち、概念設計であるとか、あるいはロジック組み立てが頭の中でできない
ので、日本人はどうもICT活用が進んでいないのではないかという議論が非常に大きい
ので、やはりICTの使い方というのは、そういう論理教育とかも含めて実は必要なので

はないかという議論があるのですが。

【山内座長】 なるほど。そうすると、ここで、コンビニエントアクセスというよりももう少し広い概念ですね。

【勝間構成員】 そうなんです。

【山内座長】 わかりました。それでは、その辺りについてどういうふうに盛り込むか考えさせていただきたいと思います。

どうぞ。

【北構成員】 「豊かなICT社会実現のための5原則」で、順番なんですけれども、3番が最初に来てほしい。これを実現するために、ユニバーサルアクセスやイコールアクセス、あるいは安心・安全という仕組みというものをしっかり確保しなければいけない。どっちが重要という話ではなくて両方重要で、まさに車の両輪なのですが、ただ少し順番が気になります。

【山内座長】 順番については考えさせていただきますが、この順番は私の趣味というところもあって始まっているのと、それから、「光の道」の話とつながってるところがあるのでこういう順番になっていますが、少し考えさせていただきます。

どうぞ。

【岸構成員】 済みません、1つだけ質問で、3番目の議題にも関係すると思うんですけれども、1番目の原則でブロードバンドサービスという言葉を書いています、これの定義は、第2部会としては、何がこのブロードバンドサービスの定義になるとお考えになっていますか。

【山内座長】 30なのか100なのかというところまできちっと決めて議論しているわけではないです。逆におっしゃったように、3つ目の議題の中で皆さんに出していただくかなという感じがしています。

どうぞ。

【佐々木構成員】 最近、ITの動向を見ていると非常に気になることが1つあって、例えば、電子政府のプラットフォームであるとか、では、認証をどうするのか。グローバルでオープンIDとかがどんどん今拡大してきて、アメリカ政府はもうそれを政府の認証プラットフォームに使うみたいな話になってきているわけです。あるいは逆に電子書籍でもいい。キンドルやiPadみたいなものが出てきて、一方で日本はここにおられる方々を含めて総務省その他のお役所のほうが、それに対抗して日本で別のプラットフォームを

つくろふみたいな動きもあるやに聞いているんですけども、結局、国際標準と言ってしまってもいいのかわかりませんが、海外で巨大なさまざまな基盤が立ち上がりつつあって、そちらを使うほうが実はコンビニエントなわけです。一方で日本の政府というのは、産業振興、産業育成をしなければいけないという観点から、そういう世界標準のプラットフォーム基盤を導入するのではなくて、より国内の基盤を育成する方向に行きがちである。ここに衝突が起きるわけです。これ実は、日本企業からとってみれば、国内で育成してもらったほうが産業振興としてはいいのかもしれないけれども、それはイコール一般国民にとってどちらが利便性が高いのか、これはかなり疑問なわけです。この衝突の問題はすごく重要だと考えておまして、だから、3番のコンビニエントアクセス、これは非常に重要ですけども、そこにおいてどういう形で海外との基盤と接続しているのかという、その辺の観点をぜひ盛り込んでいただければと思います。

【山内座長】 今おっしゃったことは、さっき吉川さんがおっしゃったことと通じるところで、まさに産業を振興する。けれども、吉川さんがおっしゃったのも、日本がガラパゴスになるのが一番問題で、輸入しても産業がそれに対応して大きくなればいいし、今、佐々木さんがおっしゃったのは、それと利用者の関係、そういうところも視野に入れてということですね。

【佐々木構成員】 そのとおりです。

【山内座長】 ありがとうございます。

3番と4番、5番のところか。

【佐々木構成員】 5番までですね。

【山内座長】 そういうところと絡ませて議論させていただきます。ありがとうございます。

どうぞ。

【中島構成員】 今までのお話に絡むのですが、経済合理性の観点ですけども、ユニバーサルアクセス、あるいはコンビニエントアクセスの原則をより強めるということになると、必ずしもコストが一番安いということにはならないわけですよね。ところが、2番には、イコールアクセスの原則の目標の最初のところに、「通信インフラの安価・公平・迅速」とあって、この「安価」ということが入っている。これが3番にかぶるのか、それとも3番の目標の中にはコスト的な話が一切入っていないわけですけども、これはあえてかぶらないのか。そこら辺の関係というのはどういうふうに考えたらいいですか。

【山内座長】 私の問題意識で答えさせていただくと、例えば、そのユニバーサルアクセス、ブロードバンドの100%と言ったときに、だれか費用負担しなければいけない。費用負担の問題が一方であります。そうすると、おっしゃるような経済合理性だけでいけない1つの例ですけれども、そういうことが出てきます。

それからもう1つは、要するに、平等性と効率性みたいなところの接点は必ずあって、その中でおっしゃるような問題提起をしなければいけないなと思います。

ただ、この5原則の中で幾つかの点で触れさせていただきましたけれども、対立する概念のどこか我々が求める方向性みたいなものは、すべての問題で出てきていて、先ほどの個人の情報保護の問題と、それを価値化する問題もそうですし、今のおっしゃるように、効率性の問題と平等性の問題、徳田先生が先ほどフェアとおっしゃった。1つの考え方はフェアということなのかもしれない。だから、安価というのも、ほんとうに一番安いものということよりも、少し違った価値を含んだ言葉の安価にならざるを得ないのではないかという感じがしています。その辺、具体的に政策議論をするときには必ず問題になると思うので、それこそ皆さんの知見をいただいて1つの方向性を出すのかなと思います。

ほかに何か。

【柏野構成員】 3番ですが、ICTの利活用というときに、何が阻んでいるか、規制とか制度とか、さっきのリテラシーの問題というのはもちろんあるのでしょうけれども、そういうものがクリアされればほんとうに使われるのかというのはやはり疑問で、リテラシーとある意味逆のアプローチ、表裏一体なのかもしれませんけれども、技術は進んでくればくるほど何も知らなくても使えるようになるのがほんとうなのではないかという気がします。だから、老人の方にいろいろディレクトリの構造はどうですと1から教えるかという、多分そうではなくて、ほんとうにだれでも使えるようにするには、もう少し直感的というか、何も知らなくてもある程度大丈夫とか、そういう方向にするためには、ある種の学問分野をちゃんと立ち上げる必要がある。要は、ICTの設計論みたいなところをきちんとやっていかないと、なかなかほんとうに使えるものにはならないのではないかなと。そういう部分をどこかに盛り込んでいただきたいなと思います。

【山内座長】 なるほど。ええ。

私も年をとってきたので、だんだんと難しいことがわからなくなって、そういうことについては。

ほかにいかがでしょうか。

それで、さっきちょっと申し上げたとおりでして、この「光の道」の議論とかなり重なるところがありますので、そちらの論点をご説明いただいた上で、こういったところに関係しているところで皆さんのご意見を伺いたいと思います。

司会をまた黒川先生に戻すように言われておりますので、よろしく願いいたします。

【黒川座長】 それでは、3つ目の議題である「光の道」構想に移らせていただきます。

「光の道」構想は、3月9日、政務三役会議で、原口大臣から、本タスクフォースで早急に検討することが指示されたものです。

具体的には、お手元の資料にありますように、「光の道」の整備、国民の「光の道」へのアクセス権の保障などについて、5月中旬を目途に基本的な方向性を打ち出すことが指示されているものです。

このうち本合同部会では、(1)「光の道」の整備と、(2)国民の「光の道」へのアクセス権の保障について議論をしていきたいと考えています。

ただ、短期間で多岐にわたる論点を検討した上で基本的方向性を明らかにする必要があるために、私と山内座長の間で相談して、最初に申し上げましたけれども、合同部会のもとに「光の道」構想に関する作業チームを設けるということにしたいと考えました。

作業チームのメンバーについては、ごめんなさい、山内座長と相談して、過去の競争政策レビュー部会からは、相田先生と北構成員にお願いする。電気通信市場の環境変化への対応検討部会からは、篠崎構成員と吉川構成員にご参加いただき、大変ですけれども、相田座長代理に主査として議論の取りまとめをお願いできたらなと考えています。

作業チームのメンバーの方には、合同部会での議論をより深いものにする観点から、短期間で精力的に作業をしていただくことになると思いますが、いいですよと言ってもらったことと、それから、大変なお願いですけれども、引き受けていただきたいということで、そのことを前提に第3の議題について議論に移りたいと思います。

資料にある論点は、今後の議論のたたき台としていただく観点から、両座長で相談して作成しました。事務局で資料を読み上げていただいた上で、これをベースに議論したいと思います。

申しわけありません、読み上げていただけますか。

【木村調査官】 では、今、座長のほうからお話がありました論点メモにつきまして読み上げさせていただきます。

まず前提、これは原口ビジョンにある項目ですけれども、「2015年頃を目途に、すべ

での世帯（4,900万世帯）でブロードバンドサービスを利用」という前提になります。

想定される論点ですけれども、「光の道」の整備。

まず1番、「光の道」として整備すべきインフラは何か。

「光の道」として整備すべきインフラの水準・技術方式はどうあるべきか。

既存のメタル回線の扱いをどうするか（並存？ 撤去？）というのが1番です。

2番です。整備主体は誰かということで、独立したアクセス網の整備主体が必要か。

CATV事業者、電力系事業者等他のインフラ系事業者との設備競争環境は如何に確保すべきか。これが2番でございます。

それから3番目の論点です。政府支援スキームは必要か。

超高速ブロードバンドが利用可能となっていない残り世帯（10%）は、条件不利地域が中心であるため、採算ベースでの整備が不可能ではないか。その場合は、政府による何らかの支援が必要か。

続きまして4点目の論点です。公正競争の確保方策はどうあるべきか。

多様な事業者が、整備されたアクセス網を活用して様々なサービスを利用者に提供することで、ブロードバンドの普及が促進されるのではないか。したがって、インフラ整備と公正競争環境は一体で議論すべきではないか。

続きまして、次のページです。

国民の「光の道」へのアクセス権の保障に関してでございます。

1点目、「光の道」時代のユニバーサルサービス制度のあり方ということで、「光の道」が実現し、全国の国民があまねくF T T H等のブロードバンドサービスを利用する状況になった場合、国民の「光の道」へのアクセス権を保障するため、「光の道」時代のユニバーサルサービス制度はどうあるべきかということで、「光の道」が実現した時点でのユニバーサルサービス制度のあり方という点です。

ユニバーサルサービスの対象範囲。

ユニバーサルサービスの提供主体と提供義務の確保方策。

ユニバーサルサービス確保のためのコスト負担のあり方、1点です。

2点目、「光の道」実現に向けたユニバーサルサービス制度のあり方。

「光の道」が実現するまでの過渡期においては、メタルから光へのネットワークの移行を加速化するためには、加入電話を中心とする現行のユニバーサルサービス制度はどのような見直しが必要かということで、先ほどは実現した時点での話でしたが、2点目は実現

するまでの過渡期のフェーズにおける論点ということで挙がっているものでございます。

メタルアクセスから光アクセスへのマイグレーションを加速化するためのユニバーサルサービス制度のあり方。

PSTNからIP網へのマイグレーションを加速化するためのユニバーサルサービス制度のあり方ということで掲げさせていただいているものでございます。

以上でございます。

【黒川座長】 それでは、今、2枚の紙にシンプルに書いていただいていますけれども、この点について、ぜひご意見をいただきたいと思いますが。

【町田構成員】 いいですか。

【黒川座長】 はい。

【町田構成員】 これを今日、今からやって、それぞれどうすべきだという議論は多分無理だと思います。この中身に入る前に、5月中旬までということであると、私が聞いているのは4月に2回と5月に1回ですので、都合3回でまとめろというお話になると思いますが、それはなかなか厳しいので、おっしゃるような作業チームにいろいろ書いてもらうにしても、この回数だけでは相当足りないのではないかと。日程の追加も含めて考えていただく必要があるのではないかとというのが1つです。それから、NTT西の議論や、ユニバーサルサービスの議論は、第1回から何度も、繰り返して言ってきていますけれども、ここでもう1回、事業者として一番メインのところ、特にNTTがどういうふうに考えているのかですとか、やはりもう一度ヒアリングしていただきたい。それがないと、例えば机上の議論としてBT並みでいいというのか、NTT西の行政指導のような話があったから、BT並みでも足りないというのか、いろいろなことは言いようはあるけれども、やはり当の事業者が何を考えているのかまず聞かないと、その段階に入れたいと思います。前回のようにならずらりと並べてやりますと、1つのことを突っ込んで聞くことがなかなかできないので、やるのであれば個別に話を聞けるようなやり方でヒアリングをやっていただけないでしょうか。中身に入る前にその2つをご検討いただけないかなという感じがします。

【黒川座長】 これは皆さん、どれぐらい時間をとっていただけるかわかりませんが、要請にはこたえたいと思っています。私もそう思っていましたので、もう一度事業者の方からこれまでのまとめについて、あるいは有り様、ある程度ワーキングのグループがアイデアを出された時点のところヒアリングをするのがいいのか、それからユニバー

サルサービスの話はどうかというのは、またこちらの話でもあるわけですがけれども、どの辺のところで行うかということに関しては、ちょっと私たちに相談させてください。

【町田構成員】 お願いします。

【黒川座長】 はい。

【岸構成員】 済みません。さっきの質問ともかぶるのかもしれませんが、やはり議論をする場合、この「光の道」、ブロードバンドサービスの定義をしっかりとしないと、なかなかワーキンググループも議論ができないのではないかと。つまり、「光の道」というと、光ファイバーが全戸にという人は当然多い。しかし、もしかしたらそれは無線でカバーできるところも結構あるのではないかと。要は、例えば地域主権、今、総務省は別に動いていますけれども、地域主権でぎりぎり定義を詰めますと、地域が主権を持ったら憲法違反ですから、これはある種政治的スローガンの部分があるということを見ると、この「光の道」というのは光ファイバー全部ですか、それともそれ以外も入るんですか、そこの最初の定義をある程度つくらないとワーキンググループも議論しにくいはずだし、この部会の場でもなかなか議論がしにくいという気がいたします。

【黒川座長】 このことも含めてワーキングにお願いしてしまうのがいいのか、それをここで議論をするというか、その結果、どっちだったかということに関してここで議論するのがいいのか、どうですか。ここでみんなで議論したほうがいいですか。

【岸構成員】 北さんは「いやー」と言っていました。

【勝間構成員】 よろしいですか。

【黒川座長】 どうぞ。

【勝間構成員】 その部分のイメージがつかないと、やはりどういう整備主体がだれか、2番から下が全く議論のしようがないと思うんですよ。

特に今までの議論で一番抜けているなと感じているのは、Wi-Fi、WiMAX系でして、ラストワンマイルは結局、Wi-Fi、WiMAXを入れないとどうしようもないのですが、現状30メガ、100メガは出ないわけですね。しかも今、FTTHでもADSLでもいいんですけれども、ある程度かせになっている一番大きな問題の1つとしまして、私はWi-Fiの設定がユーザーに任されることだと思っています。結局、SSIDや、セキュリティーの設定、その他のところの設定が、ほとんどの個人にはできないからといって、業者を呼んで、わざわざ1万円、2万円頼んでやるのかということ、そこまでやりたくない。そうしたら、詳しい人がいればパッと設定してくれたり、企業

でも詳しい人やIT部門がいるところはやってくれたりするのですが、そうではない中小企業、あるいはITリテラシーがあまり高い人が身近にいない家庭というのはそのまま置き去りにされてしまっている。だったら、この光への道というのは、今の電源コードぐらいの、ACアダプター並みに各家庭に、宅内配線まで含めてアダプターがある状態を指しているのか、それとも宅内をWi-Fiでカバーするのか。もし宅内をWi-Fiでカバーするとしたら、少なくとも2015年に100メガ出るわけない。出るかもしれませんが、多分今のロードマップでは出ないだろう。そこまで含めると一体どこを何までカバーすべきかという議論は、例えば、最後がどうせ5メガになってしまうのであればADSLで十分なわけです。ということまで含めてイメージできないと、2番から下というのは厳しいと思いますが、いかがでしょうか。

【黒川座長】 これは内藤さんに持っていくのがいい。

【内藤総務副大臣】 「光の道」の定義につきましては、大臣とも確認し合っていますが、光で全てをやるというものではありません。あくまでも象徴的な言葉であり、様々な技術が入り込むということは確認しております。

【勝間構成員】 いいですか。

具体的に何メガとか、そういうイメージのあたりがないのですが。

【内藤総務副大臣】 そこまでのイメージはまだ固めておりません。

これは参考としてですが、大臣は、環境分野や行政分野、医療、教育等のあらゆる分野でクラウドコンピューティングというキーテクノロジーを用いて、誰もが安価に利活用できる社会を目指していきたいということを常々おっしゃっております。【黒川座長】 どうぞ。

【岸構成員】 済みません、文句ばかりで恐縮ですけれども、副大臣も当然おわかりのことと思いますが、やはりこういう問題を議論する場合、卵が先か鶏が先かということがありまして、過去、IT戦略本部でもずっとやってきて、インフラが整備されても、結局なかなか利用が進んでいない。どなたかもおっしゃったように、規制の問題と別の問題もあるという感じがしている中で、例えば、4.のところではインフラ整備と公正環境整備は一体で議論すべきではないかとあります。本来やはり利用の側でどういうサービスが具体的に出てくる、それがどれだけ使うというのもある程度ないときついはずで、その辺り全体が1つの変数が多くある方程式を解いた解をつくらないといけない状況ですので、少なくとも「光の道」の定義は地域主権と同じようなイメージで考えていいというのは非常に

わかりやすい。あとは具体的な容量の問題はあるんですけども、それ以外いろいろとクリアすべきところをおそらくここでクリアしておかないと、ワーキンググループもかわいそうという感じがしています。

【山内座長】　　ちょっといいですか。

今おっしゃっている方程式だと思うんです。出すべき解が幾つもあって、組み合わせでなる。それを全部組み合わせると何百種類とか何千種類になってしまうから、そういうわけではないのですが、でも、ものすごくフィージブルであって、あるいは、ここだったら、これだけの速さとか、あるいは集団だったら許せるとか、何かそういう制約条件のもとで解くしかない。それは最初に例えば「光の道」の定義を決めてしまうというのも1つのやり方だけれども、あるいは供給主体との組み合わせによって「光の道」の出し方も変わってくるとか、定義の仕方も変わってくるとか、そういう組み合わせもあるのではないかと考えていて、先ほど黒川さんがおっしゃったように、それは非常に大変だと思うんですけども、作業の班の人に少しまとめて幾つかの組み合わせとか、そういうことを出してもらうのも1つの手ではないかと私は思っているんですけども、それで皆さんとまた議論していただいて……。

私は司会ではない。どうぞ。

【黒川座長】　　どうぞ、國領さん。【山内座長】　　私は終わり。

【國領構成員】　　1つ避けて通れないと思うのが、この議論を進めてほんとうに考えていこうとすると、やはりデジタル放送の全国カバレッジをどう実現するのかという話とセットで考えないといけない。デジタル放送はデジタル放送で独立して100%カバレッジを考えていき、ブロードバンドというか、インターネットはインターネットで100%カバレッジを考えていくとやると、おそらく相当の重複投資が起こるだろうと予想されますので、そこをどういうふうに調和的、統合的に最適化していくかを考え、この話を持ち出すと話が100倍ぐらい複雑になるのはわかった上ですけども、そこまで行かないと、おそらくほんとうの意味でいい処方せんが書けないような気がしますので、その垣根はなくて議論していいと考えてよろしいのでしょうか。

【内藤総務副大臣】　　デジタル放送とおっしゃるのは地上波の話でしょうか。デ【國領構成員】　　地デジの再送信の話。でも、ほんとうのことを言うと、衛星でどうカバーするかというところまで全部含めて考えないといけないんですけども、とりあえず地デジの再送信問題だと考えていただいても結構です。

【勝間構成員】 1点いいですか。

【黒川座長】 はい。

【勝間構成員】 1つイメージとしましては、やはりまさしくデジタル放送系を抜くと結構話が簡単で、2015年で使用されるクラウドは、末端速度でおそらく3メガから5メガあれば十分だと思います。今現在使っているアプリケーション、U S Tやツイッター、様々なせいぜいオフィスレベルのクラウドであれば。そうすると、話がそれこそW i M A Xでも何でもカバーできてしまうということになるんですが、そこに一たんデジタル放送を入れると、30メガ必要、100メガ必要という話になる。これは完全に私見ですが、例えば最低限の3メガ、5メガ、10メガといったものは100%カバレッジとして、30メガ、100メガといったような太い回線については、ある程度の目標設定といったような形で、2段に分けたほうがデジタル放送問題も含めてわかりやすいと思ったのですが、いかがでしょうか。

【黒川座長】 ごめんなさい。もう1回、依頼者任せという点ですけども、どう考えていらっしゃるか。

【内藤総務副大臣】 國領先生のご指摘については、あまり意識はしておりませんでした。ただ、勝間さんのご意見を伺いまして、2段階に分けて考えることもよいのではないか思うようになりました。これにつきましては、また両座長並びにワーキングチーム、そしてまた國領先生とも、双方向でご相談させていただきながら固めていきたいと思っております。

【黒川座長】 このことの組み合わせ自体を提示することが何か光への道なのかもしれないですね。少し複雑な組み合わせで提示すること。

【町田構成員】 そうですね。それで、そういう議論が片側であって、もう片側で、オバマ政権が突然二、三週間前に、前から言っていたけれども、F C Cにつくらせていたやつが出てきて、主要なところは100メガ、30メガで、9割ぐらいやるようなことを言い出していますよね。そうすると、こちらが3メガ、5メガでやっちゃって、すぐまた2020年に向こうが先へ行って、向こうでやれていることをこちらでもやるために二重投資となるようではやはりまずい。一方でこちらは5年早く達成しようとしているのですから、利活用で必要のないものをオーバー投資してしまってもいけないし、そこはものすごく難しい。色々なことをにらみながらの話になっていくと思います。

【中島構成員】 今のお話に絡むのですが、e - J a p a n構想にしても、ユビキタス社会にしても、国家戦略として日本の産業構造ないし産業の生産性をどうやって上げるか、

どういう社会をつくるかということがあったわけです。ですから、町田さんのお話ともかぶるのですが、そうするとラストワンマイルというか、どう整備するということを専らの主眼にするのか。やはり国家戦略は欠かせないわけですから、「光の道」構想のご指示の中でも書いていますが、「ICTにより国民の生産性を高めるためにも」という表現がありますので、全体としてどういうふう到我々自身の生活水準も上がり、かつ経済の産業構造も高度化するということが入っていなければいけないと思います。ですから、その点もぜひ踏まえていただければと思います。

【國領構成員】 いいですか。

【黒川座長】 國領さん。

【國領構成員】 これは個人的な意見ですけれども、「光の道」というのでしたら、やはり上り30メガ以上のことを言わないと、3メガとか5メガと言っている時代ではないし、3メガ、4メガだったらツイストペアでできてしまうわけです。だから、我々が目指すのは、やはり上り30メガ以上とかというようなものを掲げないと、戦略としては意味がないのではないのでしょうか。

【勝間構成員】 今の議論には多少違和感がありまして、私はあまり国が戦略だの産業だのを規制してもうまくいかないと思っています。ですので、それよりは最低限のインフラとして、それこそ10メガ、20メガ、30メガ、どこまでをある程度保証するか、使い方については市場なりユーザーなりがもっと開発をしてくれという議論だと思います。

加えまして、なぜさっきの30、100、5メガという議論で、2015年で30メガというのは、一般家庭に普及しているパソコンの性能が全く追いつかないと思います。30メガのアップロードがあっても、ほとんどむだです。ですので、そういう端末系の進化との速度と合わせないといけませんので、そこはそこで考える必要がある。

昨日、USTをずっと実験していたのですが、WiMAXの3メガぐらいのアップロードできれいにできてしまう。逆にそれでゼミのエフェクターとかいろいろなソフトをかませたら、私のここにあるノートパソコンでは全然だめだった。カクカクになってしまって、もう通信の問題ではなくて、CPUのほうでボトルネックになってしまった。それこそアップロードは、光なら当然30、100は出るのですが、それでは意味がないということが分かりました。

ですので、さまざまな技術要件として、2015年であり得るだろう端末や、アプリケーションをイメージしてからでないと、実はそれが30メガがいいのか、5メガがいいか

ということについては、議論できないと思います。あるいは、それがパッケージになるかもしれません。5メガだったらこれぐらいのコスト、30メガだったらこれぐらいのコスト、国民としてどちらを選びますか、議論としてどちらを選びますかというようなことにしないと、決め打ちではないと思いますが、いかがでしょうか。

【山内座長】 先ほど少し申し上げたのはそういうイメージです。やはりいろいろな変数の組み合わせですので、政策パッケージなのではないかと思います。

ただ、そのときにこれだけは最低限守ってくれという制約はあって、その中で行くのではという感じです。

【佐々木構成員】 済みません、いいですか。

【黒川座長】 どうぞ。

【佐々木構成員】 そもそも何のために使わせるのかというその根幹の部分が全く抜けながらブロードバンドを引けばいいとか言っているところが相変わらずでして、下位レイヤーの発想から全く一歩も抜けられない総務省の悪いところだと思います。基本的にこの10年間のITのコンシューマー用途の流れをずっと見ていると、完全に今や非PCに移りつつあるわけです。だから、今さらパソコンにインターネットを接続させる、もうパソコンを仕事に使っている人は既に使っているわけですから、残りこのユニバーサルに光のサービスを使わせるというのは、基本的にはリビングルームにテレビもしくはそのテラボックスのような、いわゆる家電用途のための光回線というのが、今後おそらく最大の眼目になっていくと思います。

そういう意味だと、最近ずっと気になるのは、家庭のラストワンマイルの話はみなしているのですが、それでは、一体リビングルームの液晶テレビにどのぐらいの光回線、イーサネットがつながっているのかどうかという議論はほとんどされていないし、リサーチそのものも行われていない。これは非常に重要な問題で、一説によると、実は3割しかつながっていないとか。あと、例えば、日本の家電業界がこぞってやっているアクトビラというテレビのブロードバンドサービスがあるのですが、あれは、普及率でいうと100%近いとかよく自慢げに言っているんですけども、実際にアクトビラでインターネットにつながっていないものがたくさんあるのではないかという意見もあるわけです。

こういう問題で考えると、ラスト10フィートという言い方をするのかどうかわかりませんが、その辺のインターネットをどういう形で4,900万世帯に使ってもらうのかというイメージ、それを描きつつ、その上で、そこで実際に家庭の玄関先にまで引くの

ではなくて、実際にきちんと家電が置いてある場所に引くという観点をまず持つこと。それがどのぐらい実態として進んでいるのかというきちんとした調査を行っていただくこと、その辺を求めたいと思います。

【勝間構成員】 1点いいですか。

【黒川座長】 どうぞ。

【勝間構成員】 私、アクトビラは結構使っているのですが、やはり何が問題かといいますと、家電側の性能が低くて、うちはF T T Hで光ファイバーですが、ほとんどオーバースペックです。結局、アクトビラの立ち上げのスピードや、もたもたとした動きの中で、少なくともF T T Hに意味があるのかと思っています。もしそういう観点で家電用途まで含めてさくさく動いて、しかもユーザーがストレスなく動くという視点で置くのであれば、やはり端末のロードマップとすり合わせをしないと、結局今みたいに回線だけ太くてもしよがないわけです。その部分との解決。特にユーザーインターフェースが、私は家電がI T用途になるということについては実は懐疑的でした、あんなにユーザーインターフェースが悪いものが今の状態では普及するわけがないと思っています。P Cユーザーが、I Tになれた人が無理やり使うのが今のアクトビラの状態だと、関係者の方々済みません、ましてそれで普段P Cなれしていない人がわざわざリモコンでカチカチやって、オンデマンドですごく入れにくいクレジットカードまで入れて物を買うかという、かなり厳しい状態だと思っていますので、やはりそこも含めた利活用の絵になるのではないのでしょうか。

【黒川座長】 今たくさん出ましたけれども、すべての意見はもっともでした。もっともなのですが、その中から私たちのこの会があるシンボリックに出さなければいけないものがあることと、もう1つは、決定的に重要なことは、この高速通信網を整備するけれども、その利活用に関して徹底的に意識をしながらこの通信網の整備の話をしなければいけないということですね。

親の会からワーキングのほうに何かインプリケーションを差し上げられるとすると今のことになります。

【岸構成員】 済みません、全く内容が違う質問になってしまうんですけども、最初に町田さんがおっしゃっていたことと関係するかもしれませんが、5月中旬までに基本的な方向性を打ち出すという指令が出ていまして、これは具体的にどの辺りまでをイメージしておけばいいのでしょうか。

つまり、かなり具体的にN T T 再々編はこうとか、アクセス網整備はこうやるとか、ユ

ユニバーサルサービスの定義はこうしたほうがいいのか、そういう具体的なものまでが5月中旬までに完成が必要なのか。または、もめてそこまで行き着かない場合は方向性だけでもいいのかと言ったら、どちらになるのでしょうか。

【黒川座長】 かなりでき上がりを期待しているということだと思います。これは発注者のほうから聞かなければいけません、多分かなりでき上がりを期待している。それはいろいろな細かいことを排除しているけれども、コンプリヘンシブに今までの議論を上手にとらえながらシンボリックに出せるようなイメージ。今日の議論の中で、やっぱり高速通信網を伸ばしていくことが大事だとわかっているけれども、それをうまく使えていないんじゃないかということに関することはすごく重要なテーマになるということは明らかです。

【町田構成員】 いいですか。

【黒川座長】 どうぞ。

【町田構成員】 これは私の感じていることですが、岸さんのおっしゃったことで、この投げかけられ方の中で、NTTの経営形態を含むというふうにはっきりアクセス網整備の方法と書かれていますから、例えばブリティッシュテレコムがやっている程度の話でいいのか、経営形態だからもっと切り刻まなければいけないのか、切り刻んだものが資本の分離を持っていないと経営形態という議論にならないのか、そういうところまで含めて全部やらねばならないということなのだろうと思っていて、この回数で足りるかというふうに聞いたつもりなんです。

【黒川座長】 かなり厳しい要求をされているんですよ。なかなか大変ですけども、短い時間で議論すると、必要なファクターというので一番大事だと思われるものは今日みたいにちゃんと浮き出てくるので、それはそれでいいかという感じはします。

いずれにしろ、ワーキングの方にもものすごくご迷惑をかけることにはなりますが、限られた範囲の中で考えられるので、「ここまででした」と言われて、私たちは「それでは困ります」とは言いませんので、できるだけぎりぎりのところまで議論していただきたいと思っています。とりわけ制度論のことについて言うと、何らかの形でインプリケーションが、その先に言っていることは何なのかということがわかる形でまとめていただければありがたいと思います。

【吉川構成員】 先ほど、中島構成員のほうから経済合理性の話がされたと思います。やはりこれは最終的には本来であれば国民の負担、例えばブロードバンドのユニバーサルサービスというと、ユニバーサルサービスの料金がプラスオンになる部分がある等の議論

をほんとうはきちんとやる必要があって、先ほどの議論を聞いていると、私は作業チームですので憂うつになってきたんですけども、経済合理性のところはやはり論点は出せるんですが、数字できちっと検証するところまで、やれるかどうか自信がないんですけども、論点はやはりきちんと出したいと思っていますという決意表明だけはしておきます。

【黒川座長】 はい、よろしくをお願いします。

【北構成員】 よろしいですか。

【黒川座長】 はい。そうか、みんな決意表明を。

【山内座長】 予防線じゃないですか。

【北構成員】 事務局のご用意いただいたこの参考資料の6ページに、先ほど町田さんがおっしゃったように、アメリカをはじめ諸外国のブロードバンド政策の動向一覧表というのがあるわけです。そうすると、2020年、最低1億世帯、下り最低100メガとか、上り最低50メガとか、下り最低4メガとか、何を根拠にこういう数字を出してきているのか。しかし、EUも英国もフランスもドイツも出している中で、まさに国家戦略として我々はどうするのだということを、とても作業チームで決めるような話ではないわけで、こういった表に日本というのが横にくっついてきたときに、私も理系の端くれとしては、ぶっち切ってやろうと思わないでもないですけども、それはまた費用、コストの面と、あと、また進み過ぎるとよくない。日本の場合は結構まじめな国民なので、目標を掲げるとほんとうにやってしまう。海外の場合は、目標として掲げるけれども、実際にこういった数字が達成できるかどうかはかなり怪しいところがあります。こういったものをにらみながら、日本のブロードバンド政策のビジョンをどこに設定するのかというところは、これは幾つかこう設定したらどうか、幾つかの選択肢を提示して、また皆さんにご判断いただくとか、ご意見をいただくというやり方になろうかと思います。

【勝間構成員】 済みません、最後に1つ、暴論というか、乱暴な個人的な意見を言ってよろしいでしょうか。

個人的な意見で申し上げますと、基本的にF T T Hのシェア表がすべてだと思います。もし「光の道」をほんとうにやりたいのであれば、資料の中でF T T H事業者の推移というのは、2009年12月末のF T T H全体が、N T Tの東西合わせて74%、あと、電力系その他が26%ということになると思います。結局、何故普及しないのかという理由を聞かれると、私はこの図しか見せません。1事業者がほぼ寡占に近い状態だからとしか言いようがないので、ここの部分をどう開放するか、逆に単なる低廉化という問題ではな

くて、サービスレベルをどう上げるのか、あるいは、ラストワンマイルも含めた利活用の提案をどう民間がもっと活用的に行うのかというところをやって、ここの開放をある程度進めれば、私は自然にF T T Hの普及率が上がるという楽観的な予想を思わずしてしまうのですが、それは非常にナイーブな議論なんでしょうか。

【篠崎構成員】 ちよっとよろしいでしょうか。

【黒川座長】 はい。

【篠崎構成員】 本日最初の議題だった第1部会のレビューで、黒川座長がお書きになった資料に関連しますが、この資料では、1.がブロードバンドの普及政策となっていて、3.の白四角も、ブロードバンドとなっています。ところが、1.の2番目の黒四角では、突然F T T Hになっています。今議論になっている「光の道」構想では、かぎ括弧がついているので“いわゆる”という意味かもしれませんが、もともと何のためにやろうとしているかという、生産性を高めて、豊かな社会にするため、そこから離れてF T T Hの整備という、手段を目的化するような方策は「避けるべき道」だと思います。今の日本は経済的に余裕のない社会ですので、経済合理性を無視して、壮大なことを何でもやりますというインフラ整備に突っ走ってしまうと、偉大な指導者の銅像を全国津々浦々に設置して終わり、というのと同じ結末になりかねないと危惧されます。その手段の上に立って、何が進展するのか、まさにいつも出てきている上位レイヤーと下位レイヤーの問題があると思います。黒川座長がおつくりになった1.と3.の関係、4.の関係でみますと、結局、ブロードバンド・イコール・光というわけではないということです。過去をふり返ってみても、2000年代の初めに、確か2001年が「ブロードバンド元年」と言われたように記憶しますが、当時は、光にこだわらなかったことが功を奏して、それまで思いもしなかったDSLが急速に普及し、ブロードバンド化がテイクオフしたわけですから、そのときにどういう政策を打ってこれが実現したかを再認識すべきだと思います。

今はまた光やLTEなどの、これまた新しい技術や利用法の話に発展していると思いますが、重要なことは、次々と新しい技術が生まれ、ユーザーの広がりや深化もあってICTの市場環境が変わってきている中で、利活用面の制度問題も含めて、何かは阻害要因となって先に進まないことを防ぐような柔軟な制度の見直しや、「仕組み」を「継続的に変えていく仕組み」なのだろうと思います。これだけ不確実なイノベーション時代なので、少数の人間がまるで預言者のように10年後の正しい社会を正確に見通して、特定の技術をターゲットに計画経済型に国家プロジェクトを整然とすすめていくということにはできない

と思います。

北さんがおっしゃったように、過去のレビューも生かし、各国の政策動向にも目配せして、現時点で考えられる方策を幾つか出して議論のたたき台を示すことは大切でしょうが、見切り発車的に突っ走るといようなやり方は、今の日本の経済力に鑑みて、好ましくないと考えます。

【相田座長代理】 では、よろしいですか。

【黒川座長】 はい。

【相田座長代理】 話を聞いていると、どんどん気が重くなっていくだけなのですがけれども、先ほどのブロードバンドの定義あたりのことについては、今日の段階でもある程度整理できるかなということでも申し上げますと、先ほど、第2部会のほうからいただいた5原則の5つ目、一番最後のところにイノベーションアクセスの原則ということで、やはりもう2015年の段階でアベラブルないろいろな技術にアクセスしたい人はできるようであってほしいということだと、ハイビジョンの非圧縮でやるのか何だかわかりませんが、これ、30メガなのか、15メガでいいのか、100メガなのか、数字はわかりませんが、この参考資料のほうでは超高速ブロードバンドというような言葉で書かれていますけれども、これがやっぱり使いたい人はだれでも使えるようにしておきたい。そうすると、それはいわゆる光の普及率というものに加えて、先ほどもあったうちにちゃんと引き込めるのか、うちの中で使えるのか、そのあたりも多分かわってくる話になるだろうというふうに思っております。

実際の普及、加入100%というのは、どこまで行くのかというのは、これはほんとうにどういうアプリケーションが出ているかというほうとかかわってきますけれども、こちらのほうでいうと、やはりいろいろなそういう先進的なアプリケーションが動くためには、いわゆる公共機関というのでしょうか、学校や、官公庁、主立った会社といったところには当然そういうブロードバンドが全部引き込まれているのかなど。この「光の道」の関連で言いますと、それくらいのところを今ちょっと私、座長を仰せつかりましたので、念頭に置いて検討させていただければというふうに思っております。

【黒川座長】 予定されている時間は過ぎてしまっていて、まだまだ議論し足りないと思うんですけども、今日の議論というか、ワーキングの方々をお願いしますということに関しては、よろしいでしょうかということと……。

【町田構成員】 済みません。

【黒川座長】 はい。

【町田構成員】 そういうことであればもう少しお願いしておきたいことが幾つかありまして、まず吉川さんがおっしゃっていたコストですけれども、当然かかりますよね。アメリカのユニバはおそらく大体日本の10から20倍前後とっていると思います。それゆえに学校のインターネットとか、医療のインターネットとかということが補助できてきたという面もあるだろうし、それをもう1回使っていこうとしている面もあると思います。日本が5円か8円のところを1から2ドルぐらいとっているのではないのでしょうか。そういう議論も選択肢としてはあり得るだとか、それをもって30メガとか、100メガとかが使える利活用にどう役立てるか、どう使うかという議論も当然あっていいと思います。それから、山内座長の最初の中でドミナント規制のお話がありました。LRICの話もありましたけれども、ああいうものもいっそのこと電話のほうは要らんのだと。そのかわり、そのコストをかけないでいいから、一気に光に行ってくれという議論もあっていいと思います。それから、私たちの部会のほうでは、何回か言っているのですが、NTT法で研究開発義務をかけておくようなコストをかけさせる必要があるのか、あるいは、国が利活用も含めて財政難のときにNTTに出資している分を塩漬けしていく必要があるのか、そういうことも含めて全部書いていただけるとありがたいなと思っています。ぜひよろしくをお願いします。

【黒川座長】 もうこれでおしまいにしますね。

4月1日に政策決定プラットフォームが予定されています。そちらのほうに、依頼主側に今日の幾つかの議論というものを投げかけていって、よりワーキングの方たちが動きやすいような情報をいただけるようにしたいと思っています。

ただ、依頼主のことだけではなくて、せっかく私たち、こんなに集まってみんなで議論したわけだから、このタスクフォースの中から出てくるインプリケーションというものも大事にさせていただきたいと思いますので、こういうことまではとにかくぜひ議論してほしいということについて、4月1日の議論でより詳しい具体的な内容について、ある程度の範囲、大臣や副大臣の心の内というものを表にできるような形にしてみたいと思っています。

【勝間構成員】 1点だけ済みません。これだけお願いしたいのは、引いた後で、橋と道路と一緒になので、やっぱり利用率の問題があると思いますので、別に30メガでも、100メガでも、5メガでも構わないんですが、引いた後に大体こういう利活用で何%ぐら

い使われるといったようなイメージとあわせて提言が必要だと思います。

【黒川座長】 そうですね。

【勝間構成員】 そうしませんと、結局まただれも走らない高速道路ですとか、だれも動かない橋と同じで、道路から光に利権が移っただけではないかと言われるのが一番懸念しておりますので、そうではなく、活用も含めたもので目標値をつくっていただくと大変ありがたいです。

【黒川座長】 はい。だんだん具体化してやらなければいけないことが見えてきて、これは今日の会議の成果だと思います。

この後、会議の回数を増やしてほしいということと、その上、出てきたある程度の結果については、事業者からのヒアリングもあったほうがいい。一遍にまとめてやると、また最初のころのようなことが起きそうなので、個別にやったほうがいいということをおっしゃると、5月の中ごろまでにどれだけ会議をやるのか、よくわかりませんが、山内先生と相談をして、うまく進められるようにしていきたいと思います。

事務局のほうから、この後の段取りは、後で相談しよう。とりあえず4月1日のプラットフォームがあるということはわかっていますし、4月15日に……。

【木村調査官】 一応、では、今予定しているところだけお話しします。

【淵江事業政策課長】 いや、やめたほうがいい。

【木村調査官】 いいですか。はい、わかりました。では、またご相談をさせていただきます。

【黒川座長】 というわけで、今から考えておいてもだめで、相当、とりわけワーキングの方々にはそれ以上に回数を増やしていただくことになるので、大変恐縮ですけれども、重ねてよろしくお願いいたします。

以上で第7回の会合を終了させていただきたいと思います。皆様お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。それから、ワーキングの方々、ほんとうに申しわけありませんが、よろしくお願いいたします。

では、これで閉会したいと思います。

以上